

1 昭和37年9月25日 火曜日 鳥取県公報 第5363号

毎週火、金曜、施行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）  
第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十七年九月二十五日道路の位置を指定したので、同規則第十七条の規定により告示する。

昭和三十七年九月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人 住所氏名

鳥取市立

川町五丁目

番地の一

高取

鳥取県告示第五百三十七号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）

第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十七年九月二十五日道路の位置を指定したので、同規則第十七条の規定により告示する。

## 告 示

### ◇ 告示

道路位置の指定

指定医療機関の辞退

医療機関の指定

牛のピロプラズマ病検査の実施

牛の結核病等検査の実施

療養取扱機関の由出の受理

旅行あつ旅業の登録のまつ消

米飯提供業者の登録

米穀の卸売販売業者の登録

### ◇ 雜報

出張所の統廃合



昭和37年9月25日 火曜日 鳥取県公報 第3363

鳥取県知事 石破二朗

別表

鳥取縣告示五百四十二號

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

在地法第三十七條第五項  
上同受理事年月日

卷之三

四庫全書

卷之三

鳥取県告示第五百四十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のと

二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲  
結核病、ブルセラ病検査

牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛。ただし、生後六ヶ月以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。

肝てつ検査及び駆除

四 實施の期日 別表のとおり

牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。

五 注射、検査及び駆除の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応  
ブルセラ病検査……急速凝集反応  
肝てつ検査……皮内注射反応

実施期日	実施区域	実施場所
十月二十二日	日野郡日南町石見一	花口、神戸上
"	"	中石見
二十三日	"	"
二十四日	"	下石見
二十五日	"	"
二十六日	"	花口、神戸上
二十七日	"	"
二十九日	"	石見二
三十日	"	"
十一月 一甲	"	"
二日	"	福榮一
五日	"	福榮二
六日	"	福塚
八日	日野上一	神福
"	河上、宮内、	"
生山	三栄、丸山、	矢戸
三栄、	生山、	"
丸山、	河上、宮内、	"
"	"	検診場

おり告示する。

昭和三十七年九月二十五日

00170  
(第3種郵便物記)

療養取扱機関名 縣知事 在地 同上受理年月日 二朗

伊王野医院

鳥取県東伯郡泊村大字園

昭和三七、八、一

東浜診療所

岩美郡岩美町大字陸上

八、一一

鳥取県告示第五百四十四号

旅行あつ旋業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二十条の規定により、次のとおり旅行あつ旋業の登録をまつ消した。

昭和三十七年九月二十五日

鳥取県知事 石破 二朗

一 登録番号 邦人第五号

二 登録年月日 昭和三十五年十二月二十七日

三 名称及び商号 日本觀光株式会社

四 営業所の所在地 倉吉市宮川町一八五番地

五 代表者氏名 田中則和

六 登録まつ消年月日 昭和三十七年九月二十五日

00171

(第3種郵便物記)

7 昭和37年9月25日 火曜日 鳥取県公報 第3363号

鳥取県告示第五百四十五号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十七年九月二十五日

鳥取県知事 石破 二朗

登録番号 登録年月日 氏名 名称又は屋号 住 所 営業所の所在地

四九八 三七、七、一〇 六尾 たま 東伯郡東伯町大字徳万二七五の二 住所に同じ

四九九 ハ 九、一 藤原 邦夫 アクロバット食堂 八頭郡智頭町智頭九七一

鳥取県告示第五百四十六号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第二十二条の二第二項の規定に基づき、次のとおり米穀の卸売販売業者の登録をした。

昭和三十七年九月二十五日

鳥取県知事 石破 二朗

登録番号 登録年月日 氏名 又は名称 住 所 営業所の所在地

九 三七、八、八 鳥取県經濟農業協同組合連合会 鳥取市東品治一九の五 住所に同じ

雑報

出張所の統廃合について

当所管内出張所を次のとおり統廃合した。

鳥取食糧事務所長 前 賢 治

一 統廃合年月日 昭和三十七年九月三日、  
二 統廃合出張所

新		旧			
出張所	位 置	管轄区域	出張所	位 置	管轄区域
生 山			印 賀	鳥取県日野郡日南町印賀	日南町の一部 (大宮、阿見縫、山上)
一四二の四	鳥取県日野郡日南町生山	(日南町農協 多里農協)	生 山	鳥取県日野郡日南町生山	日南町の一部 (日野上、福井、石見、多里)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
一部月額 二五〇円 (配達料共)